及び南緯三十度西経八十五度の点から南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	第三　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域	1　（略） 2　東経百四十一度以西、南緯二十五度以南の海域
（略）		一　（略） 二　前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからニまでに掲げる措置ごとに当該イからニまでに定める方法により講じなければならない。 イ　（略） ロ　吹流し装置の使用　次に掲げる方法 (1)　（略） （削る） (2)　おどしの取付間隔は、五メートル以内とすること。 （削る） （削る） (3)　おどしは、無風の状態において先端が水面に到達する長さとすること。 ハ　（略） ニ　鈎覆い装置の使用 (1)　鈎が水深十メートルまで沈降するまでの間又は鈎を投入してから十分間が経過するまでの間、鈎先及び返しを収納する構造を有するものを使用すること。

及び南緯三十度西経八十五度の点から南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	第三　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域	1　（略） 2　東経百四十一度以西、南緯二十五度以南の海域
（略）		一　（略） 二　前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからハまでに定める方法により講じなければならない。 イ　（略） ロ　吹流し装置の使用　次に掲げる方法 (1)　（略） (2)　吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。 (3)　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンを使用して取り付けること。この場合、おどしは、水面に到達する長さとすること。 (4)　おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (5)　吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。 (6)　予備の吹流し装置を保持すること。 （新設） ハ　（略） （新設）